令和６年度（2024 年度）第 11 回

北海道環境影響評価審議会

議　　事　　録

日　時：2025 年３月 26 日(水)　午後１時 30 分開会
場　所：かでる２・７　10 階　1060 会議室

１．開　　会

○事務局（名畑課長補佐）　定刻となりましたので、ただいまより令和６年度第 11 回北海道環境影響評価審議会を開会いたします。

委員の皆様、本日は、お忙しいところ、ご出席をいただき、ありがとうございます。

最初の進行は、私、環境政策課の名畑が務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日の審議会は、オンラインを併用する対面形式での開催としており、委員総数 15 名中、会場出席が澁谷会長、オンラインでの出席が現在８名、合わせて９名の委員にご出席をいただいており、北海道環境影響評価条例第 59 条第２項の規定により、審議会は成立しておりますことをご報告いたします。

◎連絡事項

○事務局（名畑課長補佐）　続きまして、本日の資料について確認させていただきます。

事前にお送りしておりますが、会議次第、委員名簿のほか、資料１、資料３、資料６はそれぞれ１から３、資料２は１及び２、資料４及び資料５は１から５となっております。

配付漏れ等がもしございましたら、事務局までお伝えください。

続きまして、本日の審議会の流れをご説明いたします。

本日の議事は６件ありまして、全て風力発電事業の審議となっております。

議事の個別説明は省略いたしますが、議事（１）及び議事（２）においては図書の１回目の審議となりますので、事業者に出席をいただき、事業概要の説明及び委員からの質疑への応答を行っていただきます。また、議事（３）から議事（５）については、答申文（案）たたき台を含め、皆様にご審議をいただくこととしておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日の各議事については、必要に応じ、最後に非公開での審議の場を設ける場合がございます。その際は傍聴の皆様及び報道機関の皆様には退室していただくことになりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

では、ここからの議事進行は澁谷会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

２．議　　事

○澁谷会長　それでは、これより議事の（１）に入ります。

本日が１回目の審議となる（仮称）宗谷丘陵南風力発電事業環境影響評価方法書についてです。

本件は１回目の審議となりますので、事業概要の説明を事業者である ENEOS リニューアブル・エナジー株式会社からお願いいたします。

○事業者（ENEOS リニューアブル・エナジー株式会社）　それでは、図書を基に（仮称）宗谷丘陵南風力発電事業の事業概要を説明させていただきます。

まず、図書の４ページをご参照ください。

冒頭の 2-2-1 に記載のとおり、改めまして（仮称）宗谷丘陵南風力発電事業としておりまして、風車の最大規模は 45 基、単機出力は 4,200 キロワットから 6,000 キロワット、総出力は 27 万キロワットのものを計画しております。

関係地域は北海道稚内市、宗谷郡猿払村、天塩郡豊富町の３市町村でして、事業区域との位置関係については右の５ページのエリアを参照していただきたいと思います。対象事業実施区域の面積は 3,600 ヘクタールです。

続きまして、風車の諸元について、25 ページをご参照ください。

２）風力発電機の概要の表の 2-2-3 に諸元を記載しております。先ほど申し上げたとおり、定格出力は 4,200 キロワットから 6,000 キロワットで、ローター直径は 117 メートルから 158 メートル、ハブ高は 84 メートルから 112 メートル、発電機の高さは 142.5 メートルから 191 メートル程度で、下端は 25.5 メートルから 33 メートル程度としております。姿図については次の 26 ページに記載しておりますので、ご参照をいただきたいと思います。

続いて、周辺事業の概況として、37 ページをご参照ください。

今回の宗谷丘陵南風力発電事業の区域と他社の事業区域を記載しております。項番を振ってありますが、36 ページに何がどの項番かをお示ししております。項番 12 の宗谷管内風力発電事業と項番 14 の猿払村及び浜頓別町における風力発電事業計画と重複します。

続きまして、配慮書から方法書にかけての検討の結果について、664 ページをご参照ください。

配慮書から方法書にかけて検討を行ったところですが、（４）の事業性の再検討のところで、工事用資材の搬出入等で拡幅する可能性がある道路を追加させていただいたというところ、（５）環境への配慮として、イトウの繁殖、遡上状況のスクーリング調査等を行ったところ、その他、現地調査を行う前段階で配慮する事項として、水道水源の集水域、生物多様性の保全の鍵になる重要な地域、生物多様性の観点から重要度の高い湿地を極力除外して区域の絞り込みを行いました。

見える化したものを 672 ページに示しておりますので、ご参照をいただければと思います。

○事業者（ENEOS リニューアブル・エナジー株式会社）　続きまして、第３章の対象事業実施区域及びその周囲の概況についてご説明いたします。

はじめに、動物の注目すべき生息地について、70 ページをご覧ください。

対象事業実施区域の周囲には、重要湿地及び KBA があります。

続きまして、72 ページから鳥類の渡り経路について図が続いております。

対象事業実施区域の北側にある宗谷岬は、ノスリ、オオワシ、オジロワシの渡り経路となっております。そして、78 ページでは、ガン類及びハクチョウ類の集結地を示しております。対象事業実施区域の南西のサロベツ湿原や南東のクッチャロ湖周辺がガン類及びハ

クチョウ類の集結地となっております。79ページは、オオハクチョウ、コハクチョウ、マガン等が対象事業実施区域の北側の宗谷湾周辺を通過しております。また、80ページからの対象事業実施区域周辺では、チュウヒ、オジロワシ、オオワシ、タンチョウの飛来地がありまして、注意喚起レベルA3に該当しております。

続きまして、植物について、87 ページから植生図を掲載しておりますが、91 ページと92ページの植生自然度です。

92 ページを見ますと、対象事業実施区域内には植生自然度 10 のササ群落、植生自然度９のトドマツーミズナラ群落、エゾイタヤーミズナラ群落などが見られます。

続きまして、102ページからは重要な自然環境のまとまりの場を示しております。

102 ページと 103 ページを見ますと、植生自然度９と植生自然度 10 を示しており、105ページと 106ページでは重要湿地の河川、KBA、保護林などが周囲には分布しております。

続きまして、景観について、111ページをご覧ください。

主要な眺望点として７か所があります。

なお、情報収集に当たりましては、豊富町、稚内市、猿払村への聞き取りも行っております。

続きまして、主要な人と自然との触れ合いの活動の場について、113 ページをご覧ください。

４か所ありますが、こちらも同様に市町村への聞き取りを行って整理しております。

続きまして、135ページの学校の状況ですが、対象事業実施区域から 2.7キロメートル、風力発電機の配置検討区域からの距離ですと 8.0キロメートルの位置に最寄りの学校があります。また、138 ページに医療機関、福祉施設について示しておりますが、対象事業実施区域から 2.2キロメートル、風力発電機の配置検討区域から 6.5キロメートルの位置に最寄りの医療機関があります。そして、141 ページの住居等の状況ですが、最寄りの住居等は対象事業実施区域内にあり、また、風力発電機の配置検討区域からは 2.2キロメートルの位置にあります。

なお、対象事業実施区域内というのは、輸送路の改変の可能性がある範囲として既設道路から一定の幅を持って実施区域を設定しており、その沿道の住居が実施区域内に入っております。

続きまして、第６章の対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法についてです。

297 ページの表の丸印の項目を選定しておりますが、一般的に選定するものについて丸印をつけております。

298 ページから選定及び非選定の理由を整理しておりますが、ここでは非選定の理由についてご説明いたします。

まず、298 ページですが、建設機械の稼働に伴う水の濁りについては、海域ではないこと、それから、しゅんせつ等を行わないことから選定しておりません。底質についても同

様です。

299 ページの海域に生息する動物、植物については、海域ではないことから選定しておりません。

300 ページの放射線の量については、当該地域は放射線量が高い地域ではないことから選定してございません。

303 ページの累積的影響については、周辺事業の情報収集に努めつつ、施設の稼働に係る騒音、超低周波音、地形及び地質、風車の影、動物、景観について予測及び評価する方針です。

続きまして、予測及び評価の手法について、以降、項目ごとに記載しておりますが、本日は代表的なものについてご説明いたします。

まず、325 ページをご覧ください。

環境騒音、超低周波音については S1 から S3 の３地点を調査地点として設定しております。それから、道路交通騒音、振動については R1 から R4 の４地点で調査をいたします。

動物について、346 ページから記載しておりますが、一般的な哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、魚類、底生動物について、それぞれ記載しております。

371 ページをご覧ください。

猛禽類、渡り鳥調査地点として 12 地点を示しております。

続いて、394 ページですが、魚類、底生動物の調査地点として、周辺河川に 11 地点を示しております。

続きまして、398 ページです。魚類の中でもイトウの調査地点として、先ほどの魚類と同じですが、11 地点を示しております。こちらは、環境 DNA、無人撮影、任意採捕等を行う計画としております。

方法書のご説明は以上でございます。

○澁谷会長　続いて、事務局からの意見の概要と事業者の見解、そして、主な１次質問とその事業者回答の報告をお願いいたします。

○事務局（下田主事）　関係資料ですが、資料 1-1 から資料 1-3 までとなっております。

まず、資料 1-1 の方法書についての意見の概要と事業者の見解をご説明いたします。

説明に使用しますので、併せて資料 1-2 もお手元にご用意をいただければと思います。

資料 1-1 から、表紙、目次とめくっていただきまして、１ページになります。

公告と縦覧の状況についての記載ですが、公告は日刊新聞で行ったほか、事業者のウェブサイトなどによって周知されております。

めくりまして、３ページの中ほどに縦覧者数が記載されておりますけれども、合計で４名、また、ウェブサイトのアクセス数は 1,228 回とのことでした。

続きまして、４ページに移りまして、説明会の開催状況について記載されております。豊富町で６名、猿払村で 16 名、稚内市で 13 名の参加があったということです。

続きまして、５ページに意見書の提出状況が記載されており、112 通の提出があったと

いうことです。

６ページ以降には方法書について提出された意見と事業者の見解が記載されております。112 通とそれなりに数が多いということで、時間の都合もありますことから一部抜粋してご紹介させていただきます。

まず、６ページから７ページにかけての意見書１の意見をご覧ください。

こちらはイトウや鳥類、保安林への影響に対する意見ですが、このうち、７ページの３番は鳥類の渡り鳥調査に関する意見でして、年変動があること、また、渡りのピーク期間を十分に捕捉するため、渡り鳥に特化した調査は最低２期となる２年、１地点当たりの調査を連続した５日間以上で実施すべきと述べられております。また、希少猛禽類の調査中に同時並行で実施した渡り鳥調査では、正確に渡り鳥の数や種類、飛翔ルートを把握することは困難であるとも述べられております。これに対して、事業者からは、専門家の指導、助言を得ながら、今後の現地調査を適切に実施し、鳥類への影響を予測及び評価し、それらの結果を踏まえ､影響を回避または低減するよう努めてまいりますとの回答があります。

これに関連し、資料 1-2 に移って、10 ページの質問番号 6-4 の②をご覧ください。

意見概要にもあったのですが、図書の専門家意見で示されている２期の調査とは春と秋の２期ということなのか、２年間を示しているのかが図書からは読み取れないと思ったので、専門家本人に確認の上、示すように求めた質問であります。これに対して、事業者からは、猛禽類の前倒し調査で、秋と春の渡り期については海ワシ類も含む渡り鳥の飛翔状況についても記録し、本地域の飛翔状況のおおよその傾向は把握できたと考えており、前倒し調査の結果を踏まえ、有識者に調査頻度の助言を求め、前倒し調査での渡り確認を１期目の調査とし､方法書記載の渡り鳥調査は２期目として調査を実施することとしている、専門家には改めて調査頻度について確認し、２次回答でお示ししますとの回答を得ています。

前倒し調査については同じ資料 1-2 の１ページの質問番号 1-1 で質問をしているのですが、事業者からは、前倒し調査を実施あるいは実施予定のものについて、資料作成時点のものではありますが、回答を得ておりまして、そのうち、希少猛禽類調査は 2023 年１月から 2024 年７月、渡り鳥調査は 2024 年の９月から 12 月と 2025 年の２月から４月の予定との回答を得ております。これらの調査を実施し、事業検討段階におけるリスク評価を実施しているとのことです。

これらの回答を踏まえまして、２期目の渡り鳥調査が既に実施済みなのか、その場合は１期目の渡り鳥調査は希少猛禽類の前倒し調査の中で実施されているのか、その場合は時期や内容がちゃんと十分であるか等、意見概要の内容も踏まえ、２次質問で質問したいと考えております。

鳥類に関してはこのほかにも多数意見が提出されている状況です。

続きまして、資料 1-1 に戻りまして、９ページの意見書４の意見をご覧ください。

こちらは累積的影響などに対する意見で、このうち、２番、めくって 10 ページにありま

す５番では、区域が重複しておりますユーラスエナジーホールディングスの（仮称）宗谷管内風力発電事業との情報共有に関しての意見が述べられております。これに対して、事業者からは、事業地の近隣で計画中の風力発電事業との累積的影響については、図書等の公開情報の収集及び他事業者との情報交換等に努め、その影響予測が必要であると判断した場合は適切に調査、予測及び評価を実施すると回答しております。

これに関連した質問ですが、資料 1-2 に移り、10 ページの質問番号 6-3 になります。

この事業や宗谷管内の風力発電事業の工事時期が未確定であることなどを理由に、騒音や振動、人と自然との触れ合いの活動の場についての工事による累積的な影響を項目として選定していないこと、植物や生態系については影響が生じる範囲は対象事業実施区域の近傍に限られると考えられるということで、こちらも工事や稼働による累積的な影響を項目として選定していないことについて、改変区域が重複、隣接する可能性があるならば累積的な影響の予測について検討すべきではないかと事業者に見解を質問しております。これに対して、事業者からは、現時点においては対象事業実施区域が重複していますが、今後、他事業者との情報共有に努めつつ事業計画の検討を進めることで他事業の改変区域と重複、隣接する可能性は小さいと考えており、他社と情報共有に努めつつ工事を実施するため、影響は小さいと考えているとの回答を得ております。

最後に、資料 1-1 の 27 ページの意見書 34 をご覧ください。

こちらはイトウに対する影響を懸念する意見ですが、そのうち、27 ページの１番では、方法書のスクリーニング調査について、河道内を移動するイトウを実際にどの程度撮影できていたのか、捕捉率が不明であることや猿払川水系よりイトウの産卵期が遅いと考えられるサロベツ川水系ではスクリーニング調査の実施期間ではかなりの過小評価になっているおそれがあることなどが意見されております。これに対して、事業者からは、調査の実施場所は河川水位が低く、川幅も狭い上流域の渓流部に位置するため、濁り等が比較的落ち着いた時期であれば、体高のあるイトウの確認は容易であり、現地でも目視観察と同程度に検出できると確認していること、年によって異なるものの、イトウは主に日中に遡上する傾向が強いことも示唆されており、スクリーニング調査結果はこれまでに実施された調査とも矛盾しないことから一定程度の信頼性が得られるほか、調査者バイアスがかからず、イトウの存在を証拠映像として記録できるという点で有効性が高い手法であると考えているとのことです。

この意見を踏まえまして、また資料 1-2 に移りますが、25 ページの質問番号 7-2 では、カメラでの撮影箇所の環境や産卵箇所との相対的な位置関係、撮影機器の設置場所について、それから、産卵時期と調査時期のずれによる過小評価がないかについて、それぞれ質問をしております。これに対して、事業者からは、スクリーニング調査では産卵床の位置等は確認できておらず、調査開始時から終了時にかけては融雪もあり、河川流況も変化していることから川幅や水深等の詳細な条件を示すことができないとのことです。撮影機器に関しては、川岸の樹木に地盤から約 150 センチメートルの高さ、水面からは２～３メー

トルの位置に設置し、両岸が確認できる画角で撮影しており、流下距離でおおむね２メートルから 10 メートルの範囲の確認をしているとのことです。また、猿払村の河川では文献情報から調査期間中に産卵時期のピークは記録できているものと考えていますが、声問川やサロベツ川の上流域では過去のイトウの産卵調査に関する文献が乏しいことから過小評価になっている可能性があるため、今後の現地調査では調査期間を延長して調査を実施する予定とのことです。

イトウについてもこのほかにも意見が多数寄せられておりました。

簡単ではありますが、資料 1-1 の説明は以上とさせていただきます。

続きまして、資料 1-2 に沿って、１次質問と事業者回答について簡単にご説明いたします。

資料 1-3 につきましては、適宜、ご参照をいただければと思います。

まず、資料 1-2 の 17 ページの質問番号 6-28 の②をご覧ください。

イトウに関して、絶滅が危惧されているところではありますが、調査結果をどのように事業計画に反映させていくのか、事業者の見解を質問しております。これに対して、事業者からは、風力発電事業の改変区域は尾根部とそこに接続する輸送路だけに限定されており、これまでの事業者の案件では魚類または底生動物へ重大な影響を与えたという事例は確認されておらず、当該地域における過去の林業施業の実態からも、イトウは一定程度の人為的な改変に適応している可能性が高いものと解しているとのことです。したがって、この事業ではイトウの産卵床への影響について調査、予測及び評価を行い、産卵床への影響を回避または十分低減できる形で事業を進めることができるよう、可能な限り河川周辺での改変を避けるほか、今後の現地調査によってイトウの生息・産卵状況を把握し、その分布を踏まえて濁水対策等を適切に講じることでイトウをはじめとした水生生物への影響を回避または十分低減することが可能であると考えているとの回答を得ております。

イトウに対する調査手法については質問番号 6-34 などでも詳細に質問をしているところですが、２次質問以降でも重ねて確認していきたいと考えております。

最後に、資料 1-2 で、ページは戻りまして、８ページの質問番号 3-17 をご覧ください。

①になりますが、区域のほぼ全域が土砂流出防備保安林または水源涵養保安林に指定されていることから、配慮書からどのような検討を経て現在の区域設定となったのか、保安林に関して質問しました。これに対して、事業者からは、現地風況や配慮書で意見のあった水道水源の集水域や KBA、文献で確認できたイトウの産卵床を踏まえて対象事業実施区域を設定したということです。調査結果に対する予測及び評価、風況並びに用地交渉の結果を踏まえつつ、土地利用と代替施設について、適宜、林野庁と協議を進め、保安林の機能を損なわない方法で設計熟度を高めるとの回答でした。

本事業についての説明は以上となります。

今後の予定ですが、委員の皆様には事業者への２次質問の作成について依頼させていただきたいと考えております。審議会終了後、メールにて依頼させていただきますので、よ

ろしくお願いいたします。

私からは以上となります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○澁谷会長　ただいまの説明について委員の皆様からご質問やご意見をお願いいたします。

それでは、私から１点です。

今のご説明の中だと、国有林が結構含まれていて、加えて、河川の周辺で工事が行われる可能性もあるように思いますけれども、北海道の国有林は河川の両側 25 メートルは施業しない、手をつけないという決まり事があります。それについてはご存じですか。

○事業者（ENEOS リニューアブル・エナジー株式会社）　こちらでも各種規程は確認しているところです。

○澁谷会長　今の件は、北海道の国有林を管理している北海道森林管理局が定めている規則といっていいのでしょうか、正確な名前は分かりませんが、そういうものに当たりますので、それにも十分に配慮して考えていただければと思います。

○事業者（ENEOS リニューアブル・エナジー株式会社）　渓畔林に関しては、恐らく、国有林野の渓畔周辺の取扱いについてという資料で林野庁から出されているものと解しておりまして、そちらでは渓畔林の範囲が河川からおおむね 25 メートルとされています。ただ、アセスの中では、河川周辺の渓畔林は、25 メートルに限らず、それ以外の範囲も渓畔林とされる場所については同じく改変をできるだけ避けて対応するよう考えております。

○澁谷会長　十分にご検討ください。

ほかに委員の皆様からございませんか。

（発言者なし）

○澁谷会長　ほかにご意見やご質問がないようですので、本議事についての審議を終了いたします。

それでは、事業者の皆様、Zoom で参加の皆様はご退席をお願いいたします。

続きまして、議事の（２）に入ります。

本日が１回目の審議となる（仮称）北海道島牧沖洋上風力発電事業計画段階環境配慮書についてです。

本件も１回目の審議となりますので、事業概要の説明を事業者である関西電力株式会社及び RWE Renewables Japan 合同会社からお願いいたします。

○事業者（関西電力株式会社）　それでは、（仮称）北海道島牧沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書の事業概要についてご説明いたします。

まず、５ページをご覧ください。

本事業は島牧沖を事業実施想定区域としており、関係地方公共団体は島牧村、寿都町、せたな町及び黒松内町の４町村になります。

続いて、13 ページに事業実施想定区域の検討フローをお示ししております。

事業実施想定区域は、14 ページにお示ししますように、令和４年度に実施した系統確保スキームに関する調査事業において示されました島牧沖での風車配置検討範囲を基本に設定しております。事業実施想定区域を赤枠線、系統確保スキームによる風車配置検討範囲を薄黄色の塗り潰しで示しております。

事業性の確認後、法令等の制約を受ける場所及び環境保全上留意が必要な場所を確認しております。このうち、18 ページの自然公園、20 ページの漁港区域、22 ページの環境保全上留意が必要な場所で示す海岸から 500 メートルの範囲については風力発電機の設置予定範囲から除外しております。そちらは 28 ページにお示ししております。

事業実施想定区域としましては、海底ケーブルの敷設の可能性がある陸側の海域を加えた範囲としております。

続いて、30 ページをご覧ください。

設置を予定しております風力発電機の概要についてお示ししております。定格出力は 14 メガワットから 24 メガワット、ハブ高さは最大で 171 メートル、ローターの直径は最大 292 メートル、最大高さが 317 メートルとなっております。基礎構造については着床式を想定しております。

続いて、34 ページをください。

周辺の他事業として、環境影響評価手続を進めている事業として 13 件ありまして、35 ページに位置関係を示しております。

以上が事業概要となります。

続いて、事業実施想定区域及びその周辺の概況についてご説明いたします。

○事業者（株式会社建設技術研究所）　まず、希少猛禽類についてご説明いたします。

85 ページから 90 ページをご覧ください。

文献その他の資料調査において、事業実施想定区域及びその周囲では、ハチクマ、ノスリの渡りの経路が確認されております。事業実施想定区域の北東側にはハチクマ、南西側にはハヤブサの生息が確認されております。

次に、94 ページから 96 ページをご覧ください。

センシティビティマップにおいて、事業実施想定区域を含むメッシュ上に、イヌワシ、チュウヒ、オジロワシ、クマタカ、オオワシの分布情報及び集団飛来地の情報による注意喚起レベルＣから C1 に該当する箇所はございませんが、海域では注意喚起レベル１と注意喚起レベルＡに該当する場所があります。

続いて、植生についてご説明いたします。

106 ページから 116 ページをご覧ください。

事業実施想定区域の周囲の植生自然度については、主に植生自然度９の自然林、次いで、植生自然度７の二次林が広く分布しており、海岸部では自然度の高い植生自然度９及び植生自然度 10 が南西側を中心に分布している状況です。

重要な植物群落について、121 ページから 124 ページをご覧ください。

事業実施想定区域内には、重要な植物群落として生物多様性の観点から重要度が高い海域（沿岸域）の茂津多岬周辺と弁慶岬周辺が含まれております。事業実施想定区域に沿った海岸部には、重要な植物群落として、特定植物群落の茂津多岬海岸崖地草原、狩場山ブナ林が存在しております。

次に、藻場について、134 ページと 135 ページをご覧ください。

事業実施想定区域及びその周囲に藻場の存在を確認しております。

次に、重要な自然環境のまとまりの場について、146 ページと 147 ページをご覧ください。

狩場茂津多道立自然公園、保安林、自然環境保全地域、特定植物群落、植生自然度 10 及び植生自然度９、保護林、重要度の高い海域、藻場が存在しております。

続いて、景観について、148 ページから 154 ページをご覧ください。

事業実施想定区域及びその周囲における景観資源の状況は、狩場、狩場山等の 50 地点が存在しております。主要な眺望点として、狩場山、茂津多岬灯台、茂津多海岸温泉等の 31 地点が存在しております。なお、事業実施想定区域と重複する景観資源及び主要な眺望点は確認できておりません。

続いて、人と自然との触れ合いの活動の場について、155 ページ及び 157 ページをご覧ください。

狩場山、茂津多岬灯台等の 13 地点が存在しております。なお、事業実施想定区域と重複する人と自然との触れ合いの活動の場はございません。

周囲の配慮が特に必要な施設について、181 ページをご覧ください。

風力発電機の設置予定範囲から最寄りの配慮が特に必要な施設は、約 0.59 キロメートルの位置にある島牧小学校となります。また、風力発電機の設置予定範囲から最寄りの住宅等までの距離は約 0.51 キロメートルとなっております。位置関係は 182 ページに示しております。

以上が事業実施想定区域及びその周囲の概況となります。

続いて、調査、予測及び評価の結果についてご説明いたします。

まず、計画段階配慮事項の選定根拠について、250 ページをご覧ください。

本事業では、騒音、風車の影、陸域及び海域に生息する動物、海域に生息する植物、景観の６項目を選定しております。工事の実施による環境影響については、方法書以降の手続において予測及び評価をすることとしております。

選定、非選定の理由については次のページをご覧ください。

流向、流速について、変化は風力発電機の近傍に限られていることが知られており、風力発電機が流向、流速に及ぼす影響は小さいと考えられることから、非選定としております。

水中音は、現時点では一般的な信頼性が確保されている程度の知見がないことから、非選定としております。

重要な地形及び地質、陸域の植物は、陸域の直接的な改変がほとんどないことから、重大な影響はないと判断し、非選定としております。

生態系は、陸域については直接的な改変がほとんどないことから、重大な影響はないと判断し、非選定としました。

また、海域については、未解明の部分も多いとされていることから非選定としております。

人と自然との触れ合いの活動の場は、直接改変して消失するおそれがないため、非選定としました。

最後に、評価結果についてご説明いたします。

259 ページをご覧ください。

騒音について、風力発電機の稼働に伴い、影響が生じる可能性がありますが、現況調査により住宅等の建築物の分布状況等を把握し、影響の程度を適切に予測した上で、その結果に応じて必要な環境保全措置等を検討することで重大な影響の回避または低減が可能であると評価しております。

次に、263 ページをご覧ください。

風車の影については、風力発電機の稼働に伴い、影響が生じる可能性がございますが、現地調査により住宅等の建築物などの窓の向きや遮蔽物の状況を把握し、影響の程度を適切に予測した上で、その結果に応じて必要な環境保全措置等を検討することで重大な影響の回避または低減が可能であると評価しております。

次に、284 ページをご覧ください。

陸域に生息する動物について、コウモリ類及び鳥類以外の重要な種については陸域の改変を行わないことから重要な影響はないと評価しております。コウモリ類や渡りを行う鳥類については、風力発電機の存在及び稼働による影響が生じる可能性がありますが、洋上におけるコウモリ類の飛翔状況等に留意して現地調査を実施し、また、重要な種及び注目すべき生息地への影響の程度を適切に予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討することで重大な影響の回避または低減が可能であると評価しております。

次に、299 ページをご覧ください。

海域に生息する動物について、海洋域に生息する海棲哺乳類２種を除いて、生息環境の変化に伴う影響及び風力発電機の稼働に伴う騒音の影響が生じる可能性がございますが、現地調査により生息状況を把握し、重要な種及び注目すべき生息地への影響の程度を適切に予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置等を検討することで重大な影響の回避または低減が可能と評価しております。

次に、308 ページをご覧ください。

海域に生息する植物について、藻場の一部改変に伴う影響が生じる可能性がありますが、現地調査より現況を把握し、風力発電機の基礎構造及び配置に基づいた予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討することで重大な影響の回避または低減が可能であ

ると評価しています。

最後に、319 ページをご覧ください。

主要な眺望点及び景観資源の改変の程度については、地形改変及び施設の存在による影響はないと評価しています。主要な眺望景観の変化の程度については、主要な眺望点のうち、12 地点から風力発電機を視認できる可能性が高く、風車配置検討範囲の最も海岸寄りに風力発電機を設置した場合、そのうちの８地点において眺望景観への影響が生じる可能性があります。しかしながら、現地調査により各地点からの眺望範囲、利用状況等を把握した上でフォトモンタージュ等によって予測を行い、その結果を踏まえて、必要に応じて環境保全措置を検討することや塗装色を自然になじみやすい色にすることで重大な影響の回避または低減が可能であると評価しております。

なお、累積的影響についても、必要な項目については既設、計画中の風力発電機を踏まえ、適切な影響予測及び環境保全措置の検討に努めてまいりたいと思います。

○澁谷会長　続いて、事務局から主な１次質問とその事業者回答の報告をお願いいたします。

○事務局（川村専門主任）　初めに、本配慮書に係る手続の経過について簡単にご説明します。

本配慮書は１月 14 日付で受理し、本審議会には１月 16 日付で諮問しております。また、縦覧期間は１月 15 日から２月 14 日までであり、知事意見は６月 13 日頃までを期限と求められています。

続きまして、資料の説明をいたします。

資料 2-1 に沿って、１次質問とその事業者回答について抜粋して説明させていただきます。

資料 2-2 は事業者から提出された回答の補足資料となりますが、説明については割愛させていただきます。

それでは、資料 2-1 の３ページの質問番号 2-6 の①をご覧ください。

事業実施想定区域に狩場茂津多道立自然公園の普通地域が含まれており、風力発電機の設置検討範囲から除外したとされていることについて、海底ケーブルの敷設等により改変する可能性があるのか、また、事業実施想定区域から除外しなかった理由について質問しました。これに対して、事業者からは、今後の事業検討の結果によっては、海底ケーブルの敷設等により、自然公園区域の一部を改変する可能性もあると考えている、また、自然公園区域における海底ケーブル敷設については、関係機関との協議によっては実施することも可能であると認識しており、現時点では事業実施想定区域からは除外しておりませんとのことでした。

次に、同じく質問番号 2-6 の②をご覧ください。

事業実施想定区域が漁業権設定区域と重複していることについて、漁業関係者との協議の重要性や今後の協議実施についての見解を質問しました。これに対して、事業者からは、

本事業が漁業と共存、共生するためには、漁業関係者との協議は重要であると認識しており、今後は、引き続き、事業計画に関する情報提供を行いつつ、ご懸念やご要望等を伺いながら具体的な検討を進めてまいりたいと考えておりますとのことでした。

次に、一つ下の質問番号 2-7 をご覧ください。

海岸から 500 メートル以内の範囲は、風力発電機の配置検討範囲から除外したとしていることについて、十分な離隔距離が確保されていると判断した理由について質問しました。これに対して、事業者からは、風力発電機設置検討範囲として現時点で考え得る最大限の範囲について環境影響評価を行うことを主眼に、他の海域における公募占用指針の記載を参照しつつ、学校、医療機関、福祉施設及び住居等からの離隔距離を確保する観点を踏まえて 500 メートル以内と設定したとのことでした。また、今後の協議会の意見の取りまとめ結果や漁業関係者等との協議、環境影響評価などを踏まえ、海岸線との離隔距離の確保に係る検討を行うこととしているとのことでした。

次に、同じページの質問番号 2-8 の②をご覧ください。

藻場について、風力発電機の設置検討範囲から除外を検討したのかについて質問しました。これに対して、事業者からは、藻場の状況については文献調査結果から分布状況を確認し、風車設置検討範囲を海岸から 500 メートル離隔することで藻場の位置と重ならないように検討し、おおむね除外できていると認識しているとのことでした。また、文献調査の情報に関し、現地の最新の状況は変わっている可能性もあるため、今後、詳細な調査、予測を実施し、専門家の意見を踏まえて事業計画を検討することにより、藻場への影響の回避及び低減に努めてまいりますとのことでした。

次に、５ページの質問番号 2-15 をご覧ください。

風力発電機の配置について、方法書では示されるのかを質問しました。これに対して、事業者からは、法定協議会の進捗や技術的な検討状況によるところもあるため、方法書でお示しするかは未定とのことでした。

次に、７ページの質問番号 3-4 をご覧ください。

事業実施想定区域及び風力発電機設置検討範囲と生物多様性の観点から重要度の高い海域が重複していることを踏まえ、今後どのような調査を行い、影響を回避、低減していく予定なのかを質問しました。これに対して、事業者からは、専門家等の意見を踏まえて調査等を行い、風力発電機の設置位置、機種等の選定への反映を予定しておりますとのことでした。

次に、同じページの質問番号 3-8 をご覧ください。

人と自然との触れ合いの活動の場の状況に関し、航空障害灯による影響を踏まえ、星空観察が行われている場所に配慮することについて事業者の見解を質問しました。これに対して、事業者からは、方法書以降の手続において、星空観察が行われている場所について確認を行い、必要に応じて調査等を実施してまいりますとのことでした。

次に、８ページの質問番号 4-4 をご覧ください。

計画段階配慮事項として水中音が選定されていないことに対し、水生生物への影響が想定されることなどから、計画段階配慮事項として選定する必要はないか、また、方法書では環境影響評価項目として選定されるのかを質問しました。これに対して、事業者からは、現時点では詳細な事業計画が決まっておらず、予測及び評価が難しいため、配慮事項として選定していないが、方法書以降では水中音を評価項目に選定し、調査、予測及び評価する予定としておりますとのことでした。

次に、11 ページの質問番号 4-13 をご覧ください。

陸域動物に関する質問ですが、②では、渡り鳥への影響について、冬季においては渡り鳥が飛来する可能性があると記載されていることに対し、なぜ冬季のみと判断したのかを質問しました。これに対して、事業者からは、渡り鳥の影響については、専門家からの意見を踏まえて四季の評価が必要であると認識しております、今後、方法書以降の手続において季節ごとに適切に調査､予測及び評価を実施したいと考えておりますとのことでした。

また、③では、方法書以降の手続等において留意する事項における環境保全措置とは、どのような対応を検討することを想定されているのかを質問しました。これに対して、事業者からは、風力発電設備の仕様、配置、基数等の再検討を行ってまいりたいとのことでした。

最後に、12 ページの質問番号 4-18 の②をご覧ください。

景観に関し、方法書以降の手続等において留意する事項における環境保全措置とは、どのような対応を想定されているのかを質問しました。なお、垂直見込角が 20 度以上の眺望点が複数あることを踏まえて回答するよう質問しました。これに対して、事業者からは、配置の再検討等の措置を想定しているとのことであり、景観への影響については垂直見込角のみで評価できるものではなく、各眺望点の利用状況や眺望方向等も考慮し、評価するものと考えており、現地調査を実施し、利用状況や眺望方向を考慮した予測結果を踏まえた環境保全措置を検討するとのことでした。

簡単ではありますが、本事業の説明については以上とさせていただきます。

今後の予定ですが、委員の皆様には、先ほどご審議をいただいた事業と同様、事業者への２次質問の作成を依頼させていただきたいと考えております。後ほどメールにて依頼させていただきますので、ご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

私からの説明は以上となります。

ご審議について、どうぞよろしくお願いいたします。

○澁谷会長　ただいまの説明について委員の皆様からご質問やご意見をお願いいたします。

○大原委員　専門外なので、教えていただきたいのですが、眺望点からの景観が評価されているのですが、あそこは小樽から京都などに行くフェリーがよく通っており、海岸線のとてもいい景観が見えるかと思うのです。そういったフェリーからの景観、あるいは、海岸線をドライブするのにもいい場所だと思うのですが、そういった評価は特に考慮されな

いものでしょうか。

○事業者（株式会社建設技術研究所）　現状ではそこまでの検討はまだしておりませんが、今後、フェリーや沿岸の道路の利用箇所が主要な眺望点として必要だと判断した場合は必要に応じて調査を行って評価することを検討してまいります。

○大原委員　もう一つ、文献が一覧で出ており、1989 年に自然保護協会と北海道で一緒にやっているものだと思うのですが、狩場茂津多道立自然公園調査というかなり重要な文献が出ていると思います。種名などはデータベースで拾われていると思うのですが、そこに様々な記載があるはずですので、ぜひともそれも文献資料に含めて検討していただければと思います。

○事業者（株式会社建設技術研究所）　承知いたしました。参考にさせていただきます。

○大原委員　データベースがあると、便利なので、ついそれで済ませてしまうと思うのですが、細かい記載は文献に直接当たっていただいたほうが良いと思いますので、よろしくお願いいたします。

○澁谷会長　ほかにございませんか。

○奈良委員　先日、日本海側の断層による地震が起きたときに、ここも含めての被害状況予測、死亡者数などを予想する記事があったのを見て感じたことです。

風が吹いており、風力発電にとても良い場所ということでした。基礎を設計する際には、相当な嵐であっても、もちろん倒れないように安全側を見ての設計をなさると思うのですが、津波は想定をしているのかを事業者に一度聞いてみたいと思いました。今回は四十数基ですが、１基倒れたとして、約 300 メートルですよね。それが横になって津波とともに来た場合、とんでもない被害を起こすと想像したのです。

しかも、今回は海岸に近いということですよね。遠くなればなるほど津波のエネルギーはそれほどでもないですが、浅瀬になれば大きくなるはずかと思います。そういうことは検討するものなのかどうなのか、検討するとすればどのぐらいのものを考えていらっしゃるのか、教えていただけますか。

○事業者（関西電力株式会社）　津波も含めまして、過去にどのような波が来たのか、最大波高のほか、確率論的に、この先、何十年、どういった波の高さが発生するかを全て考慮して風車の基礎を設計しますので、安全な設備をつくれると考えております。

少し補足しますと、津波が最も強い力というわけではない場合もありますので、過去のデータを参照し、どういった設計をすべきかを考えていきたいと思っております。

○奈良委員　洋上風力の先輩であるヨーロッパや北米では、多分、津波は今まで一度も発生していないと思うので、そういう危険がある場所に設置するのはどうなのかなと思い、質問しました。できるだけ安全な設計をしていただきたいと思います。

○澁谷会長　ほかにございませんか。

（発言者なし）

○澁谷会長　ほかにご意見やご質問がないようですので、本議事についての審議を終了い

たします。

事業者の皆様は、Zoom からの退席をお願いいたします。

続きまして、議事（３）に入らせていただきます。

本日が２回目の審議となり、答申を予定しております（仮称）北海道檜山地方洋上風力発電事業計画段階環境配慮書についてです。

まずは、事務局から主な２次質問とその事業者回答等の報告、それから、答申文（案）たたき台等の説明をお願いいたします。

○事務局（下田主事）　本事業の事業者は、関西電力株式会社と RWE Renewables Japan 合同会社ということで、先ほどの島牧沖洋上の案件と同様の事業者となっております。昨年 11 月 25 日に公表され、11 月 27 日付で本審議会へ諮問したもので、本日が２回目の審議となります。

事業の概要について、薄茶色の図書の５ページをご覧ください。

事業実施想定区域は、檜山沖の洋上で、せたな町、八雲町、江差町、上ノ国町の沿岸域で、単機出力が１万 4,000 キロワットから２万 4,000 キロワット程度の風力発電機を最大 120 基程度設置し、最大出力が 168 万キロワット程度の発電所の設置をする計画となっております。

続きまして、16 ページをご覧ください。

こちらの図で赤い太線で囲まれた区域が事業実施想定区域でして、このうちの黄色で塗られた箇所が再エネ海域利用法の有望な区域、灰色の斜線部分に当たる部分が風力発電機の設置想定範囲となります。

図書の 11 ページの１行目に戻りまして、こちらに事業実施想定区域の設定についての背景が記載されています。有望な区域として整理されている沿岸域に事業実施想定区域を設定し、風力発電機の設置想定範囲は住居等との離隔距離を取るため、海岸線から約 500 メートル以上の範囲に設定し、自然公園と重複する範囲を除外しているとのことです。

次に、68 ページをご覧ください。

関係町のせたな町と江差町のゾーニングエリアの設定状況が示されておりまして、風力発電機の設置想定範囲に保全エリアが重複している状況です。

次に、73 ページから周辺の他事業について示されております。

この事業ですが、檜山沖の海域における４事業目のものとなります。

続いて、225 ページに飛びます。

事業実施想定区域とその周辺が生物多様性の観点から重要度の高い海域に設定されていることが示されております。また、231 ページから 250 ページには事業実施想定区域とその周辺の藻場が示されておりまして、コンブ場が大部分を占めております。

続いて、271 ページをご覧ください。

事業実施想定区域とその周辺にはマリーン IBA が存在しまして、緑色の水玉模様で示されている自然公園については北側にある狩場茂津多道立自然公園が事業実施想定区域と一

部重複しており、また、区域の周辺には檜山道立自然公園もあります。

続いて、452 ページをご覧ください。

配慮が特に必要な施設の分布について表で示されており、区域から 0.5 キロメートルまでの範囲はいずれも０戸になっておりますが、0.5 キロメートルから 2.92 キロメートルの範囲においては、住居等が１万 7,000 戸以上あるほか、学校等の配慮が特に必要な施設が 64 軒ございます。

最後になりますが、540 ページをご覧ください。

主要な眺望点については 48 か所が示されておりまして、このうち、垂直見込角で 10 度以上になることが予測されている眺望点が 32 か所あります。最も垂直見込角が大きい予測で表の９番の 31.4 度となっております。

事業概要については以上となります。

続いて、関係資料の説明に入らせていただきます。

資料は資料 3-1 から資料 3-3 までとなっておりまして、まず、資料 3-1 を用い、本事業の２次質問とその事業者回答について、主な質問とその回答を３点ほどご説明いたします。

まず、資料 3-1 の３ページの質問番号 2-4 をご覧ください。

陸域との離隔距離について、500 メートルはかなり近いと考えられ、発電施設自体も大型のものが設置されることから、海岸沿いに住宅等がある檜山地方ではより離隔距離を取るなどの配慮の検討が必要ではないかと質問しております。これに対して、事業者からは、風力発電機の設置想定範囲については、今後の北海道檜山沖における協議会意見取りまとめ結果や漁業関係者との協議、このアセスを踏まえて検討を行うとしており、方法書以降の調査、予測及び評価を踏まえて適切な離隔距離を確保するよう計画を検討すると回答しております。

続きまして、16 ページの質問番号 4-20 をご覧ください。

①では、様々な生息形態の動物が確認されていて、海域であることから目視での確認が困難な種がいることも考えられますが、これらの動物の生息状況の調査、予測、評価手法についてどのように検討しているのかを質問しております。これに対して、事業者からは、目視での確認が困難な種については、ネット採集や刺し網・底引き網調査などの採捕する方法があり、予測及び評価の手法は、一般的なアセスの進め方と同様、調査結果から重要種を選定し、事業実施に係る影響要因ごとに影響を予測すると回答しております。

②では、鯨類や海生哺乳類に関して、目視や捕獲での確認が困難な中深層に生息してあまり噴気を上げない鯨類などの調査手法について質問しました。これに対して、事業者からは、そのような種が事業海域やその周辺に生息し、影響が想定される場合は、専門家の指導を得ながら調査手法を検討するとのことです。なお、小型鯨類の調査では、A-Tag や水中録音機等を用いた調査事例があるとの回答がありました。

最後に、18 ページの質問番号 4-17 の①をご覧ください。

この事業ですが、海域でかなり開けた場所で視認性が非常に高く、夕日への眺望に干渉

する可能性が考えられますが、夕日の眺望利用がされている場所がある場合、どのような対応を想定しているのか、また、住民説明会時にフォトモンタージュ結果を示して意見等を伺うのが望ましいと考えますが、どのように対応するのかと質問をしました。これに対して、事業者からは、夕日の眺望利用がある眺望点については、夕日の時間帯を背景としたフォトモンタージュを作成する対応を想定しており、住民説明会時にはフォトモンタージュ結果を示し、地域住民からの意見をいただくよう対応する旨の回答がありました。

資料 3-1 の説明は以上で終了いたします。

続いて、資料 3-2 の関係町村長意見について、順にご紹介いたします。

１ページの松前町から行きます。

まず、法定協議会による意見内容の遵守を求める意見と、事業実施想定区域に隣接する地区での説明会開催等による住民への十分な説明、それから、交通への影響に関する意見がありました。

めくりまして、２ページですが、厚沢部町からは意見はなしと来ております。

江差町からは、別紙になりますが、全体的な事項として、規模が大きいことから最新の知見等を踏まえた評価をすること、地域住民等とのコミュニケーションを図ること、評価結果を事業の位置、規模や配置、構造に反映すること、分かりやすい図書を作成することを求める意見がありました。個別的事項としては、騒音及び超低周波音や風車の影、動物、特にコウモリ類や鳥類、海域に生息する動物、植物、特に藻場に関する意見があり、景観に関しましては、特に日本海を望む景観について、町が定めるゾーニングマップや環境配慮事項を遵守することを求める意見、また、その他として、漁業関係者のほか、港湾利用関係者との協議を求める意見がありました。

その次の奥尻町からは、意見がありませんでした。

乙部町からは、総括事項ということで、重大な環境影響を回避、低減できる根拠が示せない場合の計画の見直しや、大規模な計画であることを踏まえ、環境影響評価項目を慎重に選定し、適切な調査、予測及び評価を行うこと、障がい者支援施設等を配慮が特に必要な施設として環境影響評価を行うこと、住民への説明を十分かつ丁寧に行うこと、分かりやすい図書を作成することを求める意見がありました。個別事項として、海底ケーブル敷設に伴う地形改変、電磁場や熱の発生、工事中の水の濁りの発生などについても適切な調査、予測及び評価を求める意見、騒音、低周波音及び風車の影や景観、特に日本海を望む景観に関する意見がありました。

続いて、八雲町からは、海洋生物の生息環境や漁場への影響、希少猛禽類やその他の鳥類についてバードストライク等の影響、騒音及び低周波音や風車の影による環境影響、眺望景観への配慮、地域住民等、特に漁業関係者との合意形成、陸上区域を対象としているものではありますが、町で策定したゾーニングに関する意見がありました。

続いて、今金町と上ノ国町からは特に意見がありませんでした。

続いて、せたな町からは、調査、予測及び評価の手法についてはおおむね適切であると

いう意見が来ております。

最後になりますが、島牧村からは、地域住民等から十分な理解を得るとともに、住民からの意見等を踏まえ、環境の保全に最大限配慮すること、最新の知見や専門家の助言等を取り入れるとともに、必要に応じて追加的な調査、予測及び評価を実施することなど、適切に対応することを求める意見がありました。

駆け足になりましたが、資料 3-2 の説明は以上となります。

最後に、資料 3-3 の答申文（案）たたき台の説明をさせていただきます。

たたき台に関しましては、最近のほかの風力発電事業、特に洋上風力発電事業の配慮書への答申をベースとしながら審議経過や町村長意見などを勘案して作成しております。

また、申し訳ございませんが、修正箇所が幾つかありますので、併せて説明させていただきます。

まず、前書きについては、従来同様、１段落目に事業の特性、２段落目に地域の特性をまとめており、３段落目でそれらを踏まえて的確に対応することを求めております。

続いて、総括的事項について説明いたします。

（１）は、従来同様、全体的な留意事項として、最新の知見の収集や複数の専門家の助言を得るなどしながら、調査、予測及び評価を実施し、その結果を事業計画に反映させることを記載しております。

この項目ですが、文言修正が２か所あります。１か所目は、２行目の「最新の知見の収集や」の前に「海外の事例も含めた」と追記します。２か所目は、４行目の「科学的知見に基づいて」を「科学的根拠に基づく」に修正いたします。いずれも最近の洋上風力案件に合わせた記載にするということです。

続いて、（２）は区域の絞り込みに関する意見です。

本図書では、事業実施想定区域について、再エネ海域利用法における有望な区域を基本に設定したとしておりまして、環境面に配慮した絞り込みの検討が行われていないこと、また、風力発電機設置検討範囲については自然公園を除外してはいますが、環境保全上留意が必要な場所の確認結果を踏まえた範囲の絞り込みが行われていないことを指摘した上で方法書での改善を求めております。

次に、（３）も、従来どおりではありますが、洋上風力に関する評価項目の選定について、水の濁りや流向、流速、水中音、生態系等への影響が懸念されることから、方法書以降の手続では、影響を受けるおそれがある項目については漏れなく評価項目として選定した上で適切に調査、予測及び評価を実施することを求めております。

次に、（４）は、累積的影響についての意見になります。従来どおり、適切に調査、予測及び評価を実施し、確実に影響を回避または低減することを求めております。

なお、ここでも修正があります。

前回、事業者にも説明していただいたところですが、檜山沖を事業実施想定区域として事業を行う事業者は、最終的には１社に絞られるものの、現在、この後の案件を含めます

と５事業があります。ですから、最初の「事業実施想定区域の周辺には」と書かれている部分は「事業実施想定区域及びその周辺には」と修正をいたします。

次に、（５）は、せたな町と江差町の洋上風力発電に関わるゾーニングマップを踏まえ、関係町と十分に調整を行い、それを反映した計画とすることを求めています。

次に、（６）は、住民等への積極的な情報提供に関する意見になります。こちらも、従来どおりで、情報提供や丁寧な説明を求めているほか、洋上事業ですので、「特に漁業関係者からの理解が得られるよう」という文言を追加しております。

次に、（７）は、インターネットを利用した利便性の向上に関する意見でして、この図書はインターネット上のダウンロードや印刷ができず、継続公表もされていないということで、いずれも求める意見としております。

続きまして、２の個別的事項について、（１）から順に説明いたします。

（１）の騒音及び風車の影については、区域周辺に住居や学校等が存在していることから、従来同様、騒音や風車の影などによる影響を回避または十分に低減することを求める意見としております。

次に、（２）の動物については、意見の形式としては従来と同様です。

アでは、文献やヒアリングにおいて、動物の重要な生息地や希少な鳥類、コウモリ類、海洋生物などの生息に関する情報があることに触れ、それらへの影響について適切な方法で調査、予測及び評価を実施し、影響の回避、低減に努めるよう求めております。

イでは、改変の可能性がある環境に生息する動物相について、専門家から助言を得ながら的確に把握し、重要な動物種について影響を回避、低減することを求めています。

この箇所についてですが、陸上風力では、アに示した分類群、今回ですと鳥類、コウモリ類、すなわち哺乳類、海生生物、魚類ですが、それ以外についても的確に把握して、影響の予測及び評価を実施することとしておりまして、洋上風力も同様の内容で示してきたところでした。過去の意見書ではそれが陸上風力に比べて少し分かりにくいということで、イの１行目の後半の「環境に生息する動物相について」の後に、「哺乳類や鳥類、魚類に限らず、各分類群の」という文言を追記しております。趣旨としては過去と同様のものになっております。

次に、（３）の植物については、意見の形式は従来同様となっており、アでは、区域とその周辺に藻場が存在していることから、改変箇所の検討に当たってはそれらの範囲を避けることなどにより影響の回避または低減することを求めています。

なお、こちらでも文言修正があります。

冒頭に「事業実施想定区域の周辺には」とあるのですが、区域内にも藻場が分布しておりますので、「事業実施想定区域及びその周辺には」に修正いたします。

イの植物相では、改変する可能性のある環境に生育する植物相の把握と影響の回避、低減を求めております。

次に、（４）の生態系については、これまで意見してきたとおり、今回も工事の実施や

施設の存在、稼働に伴う海域の環境変化による影響が長期間にわたり広域に及ぶおそれがあるため、最新の知見の収集に努め、専門家の助言を得ながら対象や手法について十分に検討することを求めております。

最後に、（５）の景観については、区域及びその周辺に狩場茂津多道立自然公園や檜山道立自然公園などの景観資源が多数存在していることに触れまして、眺望景観に重大な影響を及ぼすおそれがあること、沿岸一帯から風車群が広い範囲で視認されることになり、日本海を望む景観に重大な影響を及ぼす可能性があることから、景観への影響について適切に調査、予測及び評価を実施し、影響を回避または十分低減することを求めております。

資料の説明は以上となります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○澁谷会長　ただいまの説明について委員の皆様からご質問やご意見をお願いいたします。

○事務局（下田主事）　すみませんが、事務局から１点です。

先ほど、修正箇所も踏まえて説明をしましたが、修正がもう一か所あったので、お知らせします。

２ページの１の（７）のインターネットによる図書の公表に当たっての３行目に「法令に基づく縦覧期間終了後も」と書いてあるのですが、最近の書き方では「法令に基づく」という文言は入れていませんでしたので、こちらも削除して答申を作成したいと考えております。

申し訳ございませんが、よろしくお願いいたします。

○澁谷会長　皆様からご質問はないでしょうか。

○事務局（名畑課長補佐）　すみませんが、事務局からもう一点です。

１の（５）の関係町からのところで、ゾーニングマップを「踏まえ」とさせていただいているのですが、過去の議論では「尊重し」というご意見もあったかと思います。その上で、「踏まえ」でよろしいかどうか、ご意見をいただければと思います。

○澁谷会長　ここの表現に関しては私から事務局に意見をお伝えしてあったかと思います。

今回は洋上ですが、ほかに陸上でも幾つかの市町村が土地利用に関するゾーニングを行っているケースがあります。また、条例で定められているのですが、強制力や罰則が伴わないものなので、そういうゾーニングがほぼ無視されているように思えるケースが多くなっています。ですから、「踏まえ」でも日本語としては分かるのですが、もうちょっと強い表現としていただきたいということです。そのため、ここだと、「ゾーニングを尊重し」ぐらいの文章で、ゾーニングが行われている場合にはそれをしっかりと意識してくださいということで今後は対応したほうが良いのではないかと個人的に思っておりました。

このことに関して何かご意見をいただければと思うのですが、いかがでしょうか。

（発言者なし）

○澁谷会長　特に反対というご意見もないようなので、ここは、「踏まえ」ではなく、もう少し強い表現の「尊重し」に修正したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ほかに皆様から何かございませんか。

（発言者なし）

○澁谷会長　特にないようですので、先ほど事務局から説明のあった４か所の修正と今のゾーニングに関わるところの文章の修正を施したいと思います。

そのほかの文言の修正は私にご一任をいただいて、それで知事に答申を行いたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

（発言者なし）

○澁谷会長　特にご意見はないようなので、そのようにいたします。

それでは、本議事についての審議は以上といたします。

ここで、10 分間の休憩を取ります。

〔　休　　憩　〕

○澁谷会長　時間になりましたので、再開いたします。

次は、議事の（４）になります。

本日が２回目の審議となり、答申を予定しております（仮称）檜山沖における洋上風力発電事業計画段階環境配慮書についてです。

まずは、事務局から主な２次質問とその事業者回答等の報告、それから、答申文（案）たたき台等の説明をお願いいたします。

○事務局（道場主任）　本事業については、昨年 11 月に道に送付され、11 月 27 日付で本審議会へ諮問させていただいており、本日が２回目の審議となります。

まず、簡単に事業の概要について、紫色の図書の４ページから７ページをご覧ください。

本事業は、上ノ国町南部からせたな町北部の海域にかけて、単機出力が１万 5,000 キロワットから２万キロワット級の風力発電機を最大 76 基程度設置する計画でありまして、総出力は最大 114 万キロワットとなります。区域の位置は再エネ海域利用法に基づいて有望な区域として整理された北海道檜山沖の範囲内となります。絞り込み過程の詳細は９ページから 11 ページに記載されていますので、ご参照ください。

次に、52 ページから 53 ページをご覧ください。

先ほどの事業でも説明がありましたが、区域周辺の他事業の位置が示されておりまして、本海域における洋上風力発電事業は先ほど審議した檜山沖の案件を合わせて本件で５件目となります。

次に、区域及びその周囲の概要についてですが、先ほどの関西電力の事業とほぼ同様の区域であるため、割愛させていただきまして、本事業の審議に関連する部分のみ説明いたします。

まず、事業実施想定区域の設定の背景ということで、戻りまして10ページをご覧ください。

その他の環境保全上留意が必要な場所とあります。前の事業で審議している檜山沖の事業と異なる点としまして、本事業に関しては先ほど説明した有望な区域の範囲からさらに絞り込んでおりまして、風力発電機設置区域は住宅等が存在することを理由に海岸線から原則１キロメートル以上の離隔距離を確保するとしております。

原則によらずに１キロメートル未満とした場所についてですが、図書の473ページをご覧ください。こちらを見ますと、せたな町大成区の一部で離隔距離が660メートルとなっている部分があり、こちらについて資料4-1のQ&Aで確認しております。

資料4-1の３ページの質問番号2-3をご覧ください。

最近傍にある住宅等として、せたな町大成区に太田山神社がある中、離岸距離を１キロメートルとしなかった理由を確認しております。これに対して、事業者からは、当該箇所は拝殿と公衆トイレで居住実態はないと考えている、しかし、利用状況自体を確認したいと考えているとの回答をいただいております。

次に、変わるところとして、景観です。

図書に戻りまして、561ページをご覧ください。

先ほど説明したとおり、一つ前に審議した事業と風車設置範囲が異なり、最大垂直見込角の数字が若干変わりまして、次の562ページに垂直見込角の一覧があるのですが、大きいところで12番の太田海岸で24.1度という数字が出ております。

図書を使っての説明は以上とし、引き続き、資料4-1を用いて２次質問と事業者回答について説明します。

まず、４ページの質問番号2-9をご覧ください。

本質問は、海底ケーブル設置に係る工法などについて見解を伺っております。これに対して、事業者からは、一般的な工法について回答があったほか、２次質問に対する回答では、海底ケーブルの配置及び工法について、セントラル調査の結果等を踏まえた上で検討します、具体的な方法については方法書段階における検討の熟度にもよりますが、可能な範囲でお示ししたいという旨の回答がありました。

次に、８ページの質問番号3-13をご覧ください。

せたな町と江差町のゾーニングエリアについて、２町の協議等の実施状況やエリアの位置づけなどを確認しております。これに対して、事業者からは、ゾーニングマップとの整合に係る協議は実施していない、セントラル調査の結果開示以降に実施する風力発電機の配置や基礎構造等の検討に当たっては、ゾーニングマップのほか、協議会においてまとめられる利害関係者の要望に配慮して、事業の計画を検討してまいるとの回答がありました。

次に、10ページの質問番号4-2をご覧ください。

水中音についてです。配慮事項として水中音を選定していないが、環境省の資料において建設機械や施設の稼働を影響要因として水生生物への影響が生じることが想定されると

書いてあることを踏まえ、配慮事項として選定する必要性及び今後、調査、予測及び評価の対象とすることについて事業者の見解を伺っております。これに対して、事業者からは、専門家等により水生生物への影響が生じる可能性が示唆されているため、水中音の調査の必要性があると考えており、今後、風力発電機の配置や施工方法等が具体的になる方法書段階以降で音源や水生生物の生息状況を勘案し、水中音に関する調査を実施する予定である。一方、環境評価項目として水中音を評価項目とするか、動物の項目において取り扱うかについては今後検討するとのことです。

最後に、13 ページの質問番号 4-19 をご覧ください。

先ほどの事業でもありましたが、目視での確認が困難な種や回遊性の動物の調査手法についての検討状況を伺っております。これに対して、事業者からは、目視が困難な種に関しては、現時点では音響探知機、刺し網等による捕獲等により生息状況を把握し、水の濁りや水中音等の環境要素に関する事例の引用、解析により予測を行うとのことで、回遊性の鯨類などに関しては、音響探知機による調査を想定しているとのことで、いずれも、今後、専門家の意見を踏まえて詳細を検討するとの回答がありました。

簡単ですが、２次質問とその事業者回答についての説明は以上といたします。

続きまして、資料 4-3 の関係市町村長の意見について簡単にご紹介いたします。

本事業の関係市町村は、島牧村から松前町までの日本海側に位置する９市町村に奥尻町を加えた 10 市町村となっております。先ほどの事業でも同じ市町村から意見がありまして、おおむね同じ内容かと思いますが、１点ずつ説明してまいります。

まず、松前町長意見ですが、法定協議会による意見内容を遵守すること、町内の神山地区に隣接していることから、影響のある箇所へ風車設置を検討する場合は、説明会を開催し、住民に十分な説明を行うこと、国道 228 号を資材運搬等で利用する際は交通への影響を及ぼすことのないよう留意してほしいとの意見がありました。

飛びまして、次に、江差町長意見ですが、３ページをご覧ください。

まず、全体的な事項として、最新の国内外の知見の収集など、今後の調査、予測、評価に関することのほか、住民や漁業者等に対する丁寧な説明により十分なコミュニケーションを図ること、地域住民にとって丁寧で分かりやすい図書の作成についてということで意見がございます。また、個別的な事項として、騒音及び超低周波音、風車の影のほか、マリーン IBA や生物多様性の観点から重要度の高い海域といった動植物に関する意見、日本海に沈む夕日といった景観に関する意見がありました。その他として、江差－奥尻間の定期航路があることから、港湾利用関係者との十分な協議を行うこと、特に漁業関係者とは風車配置やケーブルの敷設の在り方など、十分に協議を行うこととあります。

次に、八雲町長意見ですが、海洋生物の生息状況及び漁場の利用環境の把握、希少猛禽類等への配慮、眺望景観への配慮、近隣住民への騒音等による環境影響などに配慮するよう詳細な調査、予測及び評価を行うこと、また、地域住民や関係団体等、特に漁業者等に対しては具体的かつ丁寧に説明し、合意形成を図ることと意見しているほか、八雲町で策

定している風力発電に係るゾーニングは陸上区域を対象としているが、風力発電に対する町の考え方をまとめているので、十分に参考の上、計画を検討するよう意見がありました。

ページをめくりまして、乙部町長意見になります。

総括事項として、重大な環境影響を回避または十分に低減することができるとの根拠が示せない場合は、事業規模の縮小などの計画見直しを行うことのほか、過去事例や文献にとらわれることなく、慎重に環境影響評価項目の選定を行い、想定し得ない環境影響が発生する可能性を念頭に調査、予測及び評価を行うこと、障がい福祉サービス事業所を配慮が特に必要な施設として環境影響評価を行うことについて検討すること、地域住民に対する十分かつ丁寧な説明と理解しやすい内容の図書の作成に努めることを求めております。個別事項としては、海底ケーブル敷設に伴う地形改変や水の濁り等についても適切な調査等を行うこと、日本海を望む眺望景観等に重大な影響を及ぼすことから、眺望点の利用者や地域住民、関係機関等に対し、フォトモンタージュを提示した聞き取り調査を行うことに加え、垂直視野角のみならず、眺望の遮蔽や阻害の有無、周辺景観との調和など、適切に予測、評価を行い、景観への影響を回避するようにとの意見が出ております。

また、めくっていただきまして、島牧村長意見になります。

地域住民及び関係団体に対して丁寧な説明を行い、十分な理解を得るとともに、地域特性や住民意見を踏まえ、環境保全に最大限配慮すること、最新の知見や先行事例、専門家の助言を取り入れるとともに、必要に応じて追加的に調査、予測及び評価を実施するなど、適切に対応することを求めています。

なお、飛ばしました厚沢部町、上ノ国町、奥尻町、今金町、せたな町からは意見がない、又は図書の内容がおおむね適切であるとの回答がありました。

資料 4-3 についての説明は以上といたします。

最後に、資料 4-4 の答申文（案）たたき台についてご説明いたします。

たたき台は、これまでの審議の経過を勘案し、Q&A 等を基に作成しております。なお、たたき台についても、一つ前に審議しました檜山沖洋上の案件とおおむね同様の区域設定であることから、記載内容が同様な箇所が多くなっております。ですから、記載の異なる部分を中心に説明したいと思います。

まず、前書きですが、１段落目には面積、出力、発電機の諸元等を記載しておりまして、こちらの図書は、区域設定の際、沿岸からの離隔距離が明記されているため、水深約 50 メートル程度という記載を追加しております。２段落目以降は先ほどと同じ内容になっていますので、随時ご確認ください。

次に、総括的事項についてです。

まず、（１）は、先ほどの事業同様、今後の事業の検討に当たっての意見となっておりまして、従来の洋上案件と同様の記載としております。

（２）は、風力発電機設置区域についてということで、住宅等の環境保全上留意が必要な場所の確認結果を踏まえ、海岸線から原則１キロメートル以上の離隔距離を確保したと

していますが、離岸距離を原則によらず１キロメートル未満とした範囲が図書後半の配慮書の調査、予測及び評価の章で明らかになるほか、区域設定の説明の項目では具体的な地点が明らかになっていないことから、不十分で分かりにくいことを挙げ、方法書では分かりやすく記載することを求めております。

（３）は、計画段階配慮事項として選定されていない水の濁り等に対する意見となりまして、（４）は、累積的な影響が生じるおそれのある環境影響評価項目を漏れなく選定することなどを求める意見で、こちらは先ほど審議した事業と同様の記載としております。

（５）は海域のゾーニングマップに関する意見です。

先ほど、八雲町にもゾーニングマップがあるとの町長からの意見もありましたが、陸上区域を対象としているものであることから、本項目には反映していないものの、町長意見にもあるとおり、風力発電に対する町の考え方をまとめていることを踏まえ、相互理解の促進に努めるよう、（６）に趣旨を反映しております。

先ほど、休憩前の審議で「尊重し」の文言を使用したほうがいいのではないかという意見がありましたので、こちらの案件に関しても同様の修正を検討したいと思います。

次に、（６）ですが、関係町村、関係機関、住民等のほか、漁業関係者からの理解が得られるように十分な協議や調整を行うこと、（７）は図書の公開についてで、図書の印刷、ダウンロードや縦覧期間終了後の継続的な公表を求めておりまして、先ほどの事業と同様の内容となっております。

次に、２の個別的事項に移ります。

こちらも記載内容は先ほどの事業と同様となっておりますので、簡単に説明してまいります。

（１）は、騒音及び風車の影についてで、住居や学校等が区域周辺に存在すること、設置する風車のサイズや基数が大規模であることから、影響が広範囲に及ぶ可能性があるため、適切な方法による調査、予測及び評価の実施、風車と住居との離隔距離を取ることを求めております。

（２）は、動物についてです。

アでは、マリーン IBA やウミネコ等の繁殖地、生物多様性の観点から重要度の高い海域が区域及びその周辺に存在すること、希少な動物の生息情報を挙げて、それらの詳細な調査を行い、適切な方法により予測及び評価を実施することを求めております。

イでは、動物相に関する意見ですが、アに挙げている分類群に限らず、各分類について的確に把握するよう求める意見であるということが明確になるよう、従来の文言に「哺乳類や鳥類、魚類に限らず各分類群の」の意見を追記しております。

（３）は、植物についてです。

アでは、海底ケーブルの敷設などに伴う改変箇所の検討に当たっては、藻場への影響を避けることなどにより影響を回避、低減すること、イでは、従来どおり、専門家等からの助言を得ながら植物相を的確に把握し、予測、評価を実施するよう求めております。

（４）は、生態系についてで、海域の生態系を計画段階環境配慮事項として選定していないが、海域の環境変化による影響が長期間かつ広範囲に及ぶおそれがあることから、最新の知見の収集や調査、予測及び評価手法の十分な検討を求めております。

最後に、（５）の景観についてで、複数の道立自然公園をはじめ、景観資源が多数存在しているほか、設置される風車のサイズや基数が大規模で、日本海を望む景観に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、こうした景観への影響について適切な方法によって調査、予測及び評価を実施するよう求める意見としております。

以上が本事業に係る説明となります。

答申文（案）について、ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○澁谷会長　ただいまの説明について委員の皆様からご質問やご意見をお願いいたします。

○北委員　答申文（案）についてではないのですが、資料 4-1 の追加質問 4-20 に有識者の方がナガスクジラのような沖合の鯨類においてもエコロケーションで採餌と書いてあるのですが、本当にそのように言ったのかが気になっています。

ナガスクジラは、音を使ったコミュニケーションはしているので、おおむねの質問の意図は合っているとは思うのですが、多分、エコロケーションをしません。すでに質問してしまっているのですが、修正したほうがいいのではないかと思いました。

○事務局（道場主任）　こちらの記載は、多分、図書の記載を引用したものかと思います。今後、協議する機会はもうないのですが、事業者にしっかりと確認するように伝達してまいりたいと思います。

○澁谷会長　ほかにございませんか。

（発言者なし）

○澁谷会長　特に質問や意見等がないようですので、先ほどの答申文（案）の１の総括的事項の（５）のゾーニングのところの表現をこの答申文（案）でも検討させていただこうと思います。

文言は私にご一任をいただいて、それで知事に答申を行うことにしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

（発言者なし）

○澁谷会長　特にご意見がないようですので、そのようにいたします。

それでは、本議事についての審議は以上といたします。

続きまして、議事（５）に入ります。

本日が２回目の審議となり、答申を予定しております（仮称）宮越・湯ノ岱風力発電事業計画段階環境配慮書についてです。

まずは、事務局から主な２次質問とその事業者回答等の報告、それから、答申文（案）たたき台等の説明をお願いいたします。

○事務局（川村専門主任）　初めに、図書を用い、事業実施想定区域の概況について簡単

にご説明いたします。

まず、図書の５ページをご覧ください。

事業実施想定区域は上ノ国町に位置しており、関係町は上ノ国町のみです。

次に、25 ページをご覧ください。

区域及びその周辺における風力発電事業ですが、北東側の一部が配慮書手続終了済みの（仮称）焼山風力発電事業と重複しているほか、方法書手続中の（仮称）上ノ国湯ノ岱風力発電事業と隣接しています。

次に、57 ページをご覧ください。

コウモリの生息情報として、コウモリ分布のメッシュが示されていますが、ハイリスク種であるコヤマコウモリのメッシュが事業実施想定区域と重複しているほか、周辺にも存在しています。

続いて、58 ページをご覧ください。

EADAS のセンシティビティマップにおける注意喚起レベルですが、区域を含むメッシュにはクマタカの生息情報により注意喚起レベルＣとされているメッシュがあるほか、周辺にはイヌワシ等の生息情報により注意喚起レベル A3 とされているメッシュもあります。

次に、63 ページをご覧ください。

ノスリの渡り経路が示されていますが、春季、秋季ともに区域及びその周辺で渡り経路が確認されています。また、64 ページでは、春季に区域周辺でハチクマの渡り経路が確認されていることが示されています。

次に、116 ページをご覧ください。

重要な自然環境のまとまりの場ですが、事業実施想定区域内には植生自然度 10、植生自然度９の箇所があります。植生自然度 10 についてはヨシクラスなど、植生自然度９についてはチシマザサーブナ群団などが現存植生図から確認されています。また、区域の北西側の一部が天の川鳥獣保護区と重複しています。隣のページでは保安林が示されており、区域内に保安林が存在しています。

次に、ページを戻っていただきまして、39 ページをご覧ください。

主要な河川等の状況ですが、区域内には２級河川である天野川のほか、その複数の支流が存在しています。なお、天野川はさけ・ます増殖事業が行われている河川です。

次に、135 ページをご覧ください。

農業用水の取水地点が示されていますが、区域内に複数存在するほか、区域周辺で厚志内川から取水している二つの地点については、事業者に対する１次質問の際に、その集水域が事業実施想定区域と重複していることを確認しています。

次に、186 ページと 187 ページをご覧ください。

国土防災関係の指定等に係る図ですが、区域内に土砂災害警戒区域及び特別警戒区域、また、山地災害危険地区が存在しています。

次に、199 ページをご覧ください。

住宅等の分布状況についてです。配慮が特に必要な施設は本図の範囲内には存在していません。住宅等については、事業実施想定区域内に 11 戸存在しており、また、風力発電機設置想定範囲からは、500 メートル以内に３戸、２キロメートル以内では 120 戸存在しています。

次に、242 ページをご覧ください。

景観資源が示されていますが、19 番の緑色の線で示された景観資源が事業実施想定区域と重複しています。景観資源の名称は前のページの表に記載されていますが、地域の良好な景観資源のうち、天の川が事業実施想定区域と重複しています。

次に、247 ページをご覧ください。

主要な眺望点が 11 地点示されていますが、このうち、最大垂直見込角が 10 度を超えると予測されている地点は８番の宮越内橋と７番の湯ノ岱出張所です。

最後に、250 ページをご覧ください。

人と自然との触れ合いの活動の場ですが、区域内にまんまる桜が存在しています。

区域の概況については以上とし、資料の説明に移らせていただきます。

まず、資料 5-1 を用いて、事業者への２次質問とその回答について、答申に係る部分を抜粋して説明いたします。

なお、資料 5-2 は事業者から提出された回答の補足資料となりますが、説明については割愛させていただきます。

それでは、資料 5-1 の７ページの質問番号 3-4 の②をご覧ください。

区域内の地質について、山崩れや地滑りが起こる可能性が高いことが懸念される旨を指摘した上で、指定区域の除外だけでなく、区域全体の地盤がかなり脆弱化している場所であるとの認識を持って土地改変区域を検討するのかを質問しました。これに対して、事業者からは、そのように検討していきますと回答がありました。

次に、９ページの質問番号 3-12 の①をご覧ください。

１次回答の②において、景観資源、主な眺望点、主な人と自然との触れ合いの活動の場に関し、関係団体等から追加の地点等のご意見をいただいた際は検討する旨を確認していたことに対し、地域との相互理解を図っていく上で地域の方々が大切にされている景観等を把握することは重要ではないかと指摘した上で、意見が出てくるのを待つのではなく、事業者がヒアリング等を行い、意見の有無を確認することは検討されないのか、質問しました。これに対して、事業者からは、計画の熟度が高まった段階でのヒアリングが重要であると考える一方、事業者が積極的にヒアリングすべきとのご意見も重要であると認識しており、方法書作成時には地元自治会等にヒアリングを行った上で必要な景観や人と自然との触れ合いの活動の場について追加していきますとのことでした。

次に、16 ページの質問番号追加 4-9 の②をご覧ください。

事業実施想定区域内を流れる天の川にはアユが生息していることを念頭に、水の濁りに感化して適切に調査、予測及び評価を実施することについて事業者の見解を質問しました。

これに対して、事業者からは、アユの放流状況を把握しながら適切に調査等を実施していきますとのことでした。

次に、17 ページの質問番号 4-2 をご覧ください。

天の川鳥獣保護区が事業実施想定区域と重複していることについて、改変の回避を前提に検討されるのか、また、改変区域に含める場合に改変程度をどの程度にするかを検討されるのかについて質問しました。これに対して、事業者からは、回避を前提に検討し、やむを得ず改変区域に含める場合は鳥獣保護区内または隣接する道路の一部拡幅といった程度の改変にとどまるよう検討するとのことでした。

次に、18 ページの質問番号 4-5 の①をご覧ください。

植物に関する調査について、方法書では植生自然度が高い範囲だけでなく、土地の改変を検討している範囲を網羅的に確認し、重要な種及び重要な群落を適切に把握することを念頭に踏査ルートや調査地点が示されるのかについて質問しました。これに対して、事業者からは、そのように踏査ルートや調査地点を検討するとのことでした。

最後に、19 ページの質問番号 4-8 をご覧ください。

方法書以降の手続における留意事項に関する質問ですが、騒音や風車の影などにおいて、住宅からの距離に留意するとされていることに関し、風力発電機と住宅との距離について、現時点の 500 メートルを前提とするのではなく、できるだけ離隔距離を取るよう検討されるのかについて質問しました。これに対して、事業者からは、できるだけ離隔距離を取るよう検討するとのことでした。

簡単ではありますが、資料 5-1 及び資料 5-2 については以上とさせていただきます。

続いて、資料 5-3 の関係町長の意見を説明いたします。

本事業の関係町は上ノ国町のみですが、意見には輸送路や送電線など、事業の詳細について、随時、状況共有を図ることと記載されています。

続いて、資料 5-4 の答申文（案）たたき台についてご説明します。

まず、前書きとしては、１段落目に事業特性、２段落目に地域特性を記載しており、最後に、３段落目で、以上を踏まえ、本事業による環境影響を回避または十分に低減するため、事業者は次の事項に的確に対応することとしております。

続いて、１の総括的事項です。

従来同様の内容となりますが、（１）は、今後の区域設定、事業規模、風車の配置などの検討に当たって、科学的根拠を求めております。

（２）は、事業実施想定区域の設定に関する意見ですが、１次質問の際に記念保護樹木に関する記載が不足していることなどを確認していたことを踏まえ、検討過程の説明が不十分で分かりにくいことを指摘し、方法書では検討過程について分かりやすく記載することを求めています。また、土砂流出の防止にも配慮するよう求めています。

（３）は、ほかの風力発電事業との累積的影響の評価を求めています。

（４）は、関係町、住民等との相互理解の促進、（５）は、図書の公表について、利便

性向上に努めるよう求めています。

続きまして、個別的事項についてです。

（１）の騒音及び風車の影についてですが、区域及びその周辺に住宅等があることから、影響を回避または十分に低減することを求めています。

次に、（２）の水質についてですが、区域内にさけ・ます増殖事業が行われている天野川が含まれているほか、区域及びその周辺に存在する複数の農業用取水地点の集水域が含まれていることを踏まえ、影響を回避または十分に低減することを求めています。

次に、（３）の動物についてです。

アは、クマタカ等の希少な鳥類やノスリ等の渡りに関する情報が得られているほか、EADAS のセンシティビティマップにおいて注意喚起レベル A3 等のメッシュが存在しており、特に重点的な調査が必要であることや、コヤマコウモリ等の希少なコウモリ類の生息に関する情報が得られていることを踏まえ、バードストライクやバットストライク、生息環境の変化などの影響について、影響を回避または十分に低減することを求める意見です。また、特にとして、コヤマコウモリの分布情報があるメッシュと事業実施想定区域が重複していることに留意を求める意見としております。

なお、2行目から3行目にかけてのセンシティビティマップに関する記載についてです。これまで、環境省がマップを公表した際の報道発表資料から、「鳥類への影響を考慮すべき区域を示した風力発電立地検討のためのセンシティビティマップ」と記載しておりましたが、EADAS において現在、確認できる表記のほうが分かりやすいのではないかと考え、「風力発電における鳥類のセンシティビティマップ」との表記に今回から変更させていただきました。

イは、従来どおりの意見となりますが、哺乳類、鳥類以外の動物についても、各分類群の専門家等からの助言を得ながら的確に把握するとともに、重要な動物種について影響を回避または十分に低減することを求める意見です。

次に、（４）の植物及び生態系についてです。

アは、重要な自然環境のまとまりの場である植生自然度 10 のヨシクラスや植生自然度 9 のチシマザサーブナ群団、天の川鳥獣保護区、保安林が事業実施想定区域に存在していることから、土地改変箇所の検討に当たっては、その範囲を避けることなどにより、影響を回避または十分に低減することを求める意見です。

イは、従来どおりの意見となりますが、植物相について、専門家等からの助言を得ながら的確に把握するなどして、重要な植物種について影響を回避または十分に低減することを求める意見です。

ウも従来どおりの意見ですが、生態系について、専門家等からの助言を得ながら上位性注目種や典型性注目種等について、区域周辺の生態系を特徴づける適切な種を選定した上で調査等を実施し、影響を回避または十分に低減することを求める意見です。

次に、（５）の景観についてです。

アは、主要な眺望点について、ヒアリング対象を広げるなどにより、ほかに選定すべき眺望点がないかを改めて検討した上で影響を回避または十分に低減することを求める意見です。

イは、事業実施想定区域に景観資源である天の川が含まれていることや主要な眺望点のうち、宮越内橋等からは風車の垂直見込角が大きくなると予測されていることから、重大な影響が懸念されるため、適切に調査等を実施し、影響を回避または十分に低減することを求める意見です。

最後に、（６）の人と自然との触れ合いの活動の場についてです。

事業実施想定区域にまんまる桜が含まれていることから、重大な影響が懸念されるため、適切に調査等を実施し、影響を回避または十分に低減することを求める意見です。

なお、ここで１点修正をお願いしたいのですが、文末の「影響を回避または十分に低減」の「また」の表記について、ほかの項目と同様に漢字に修正をお願いいたします。

私からの説明は以上となります。

ご審議について、どうぞよろしくお願いいたします。

○澁谷会長　それでは、ただいまの説明について委員の皆様からご質問やご意見をお願いいたします。

まず、単純なことで私からです。

２ページの水質のところの２行目の天野川の「野」が漢字になっていますが、これが正しいのでしょうか。

○事務局（川村専門主任）　天野川の表記については、事務局でも答申文（案）をつくるときに検討したのですが、どの文献資料を見るかによって、「の」が漢字だったり平仮名だったりというところがありました。しかし、北海道庁の建設部で公表している河川管理のページに２級河川の河川名称等を掲載しているオープンデータのエクセルファイルがあり、そちらでは「天野川」となっておりましたので、そちらに合わせ、「天野川」としております。

○澁谷会長　この文章の中でも、例えば、鳥獣保護区のところだと平仮名になっていまして、３ページの景観資源であるというところは平仮名になっていますよね。多分、同じ河川を示しているのだろうとは思うのですが、何か分かりづらいなというのはあります。

河川の名前の「天野川」としては漢字で良いということで、例えば、天の川鳥獣保護区は固有名詞になっているので、これはこれで良いのでしょうけれども、景観資源の天の川は平仮名なのでしょうか。これが適切な字の使い方であると確認されているということですか。

○事務局（名畑課長補佐）　はい。

○澁谷会長　分かりました。

それでは、委員の皆様からご意見やご質問はないでしょうか。

答申文（案）だけではなく、質疑に関するようなことでもありましたらお願いしたいの

ですが、ございませんか。

（発言者なし）

○澁谷会長　それでは、答申文（案）に関しましても特にご意見やご質問がないようですので、基本的には今説明させていただいた事務局案のとおりとし、後日、私から知事に答申したいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

（発言者なし）

○澁谷会長　特にご意見がないようなので、そのようにいたします。

それでは、本議事についての審議は以上といたします。

続きまして、議事（６）に移ります。

本日が２回目の審議となる（仮称）小平町風力発電事業環境影響評価方法書についてです。

まずは、事務局から意見の概要と事業者の見解、主な２次質問とその事業者回答等の報告をお願いいたします。

○事務局（石田係長）　それではまず、事業概要について簡単にご説明をさせていただきます。

まず、緑色の図書の３ページをご覧ください。

本事業は、総出力約８万 5,400 キロワットとし、単機出力が 4,200 キロワットから 6,100 キロワットの風力発電機を想定し、設置基数は採用する発電機の出力に応じて変更する計画であり、最大基数は 17 基となっております。

ページをめくっていただきまして、４ページですが、対象事業実施区域は小平町の西部に位置しておりまして、次に 11 ページをめくっていただきたいと思いますが、青色の太線で示されている部分が風力発電機設置予定範囲とされております。

続きまして、区域とその周囲の概況についてご説明いたします。

まず、動物相について、49 ページをご覧ください。

EADAS のコウモリ分布図が掲載されており、区域の北部において北海道レッドリストで準絶滅危惧種の NT に指定されておりますヒメホウヒゲコウモリ及びヒナコウモリの情報があります。

次に、57 ページに EADAS のセンシティビティマップが掲載されており、対象事業実施区域の大部分はオジロワシ及びオオワシの情報によって注意喚起レベルＢとなっております。

次に、71 ページの現存植生図をご覧ください。

全体的に 26 番の茶色で示される区域が広がっておりますが、こちらは植生自然度６のトドマツ植林でして、16 番の黄緑色で示される区域は植生自然度７のシラカンバーミズナラ群落です。区域の北部に４番で示される濃い緑色の区域がありますが、こちらは植生自然度９のエゾイタヤーミズナラ群落となります。

次に、159 ページをご覧ください。

保安林の状況についてですが、区域の北側に土砂流出防備保安林及び水源かん養保安林が重複した箇所があり、また、区域の東部と南部の道路周辺には土砂災害警戒区域に指定されている箇所があります。また、その左の 158 ページには山地災害危険地区の図面も掲載されておりまして、一部区域が重複している部分がある状況となっております。

次に、ページを戻っていただきまして、117 ページをご覧ください。

住居等が緑色で示されております。最寄りの住居は区域の東側にあり、風力発電機の設置予定範囲から約 1.1 キロメートルの離隔距離となっております。また、配慮施設については、最も近い施設が⑨で示される陽光園という福祉施設であり、区域の外周から約 1.6 キロメートルの離隔距離となっております。

次に、ページが大きく飛びますが、322 ページをご覧ください。

景観に関しまして、紫色の部分が可視領域になっておりまして、青色の丸は不特定多数の者が利用する眺望点、黄色の丸は地域住民が日常慣れ親しんでいる眺望点の調査地点を示しています。それぞれ近接する地点としては、青色の丸では４番の望洋台スキー場が区域の西にあり、また、黄色の丸では 18 番の寧楽神社が区域の東に位置しております。

最後に、326 ページをご覧ください。

人と自然との触れ合いの活動の場についてですが、先ほどの望洋台スキー場のほか、望洋台キャンプ場及び日本海オロロンラインが調査地点に選定されております。

事業概要は以上といたしまして、次に、資料 6-1 により、一般からの意見の概要と事業者の見解について説明させていただきます。

まず、めくっていただきまして、１ページの（２）の公告の方法をご覧ください。

縦覧の実施や説明会の開催については、北海道新聞及び広報誌に掲載されたほか、インターネットによって周知され、また、（３）にありますとおり、留萌振興局、小平町役場及び留萌市役所で製本図書の縦覧が行われたほか、事業者ホームページ上で電子縦覧が行われました。

次のページに縦覧者数の掲載がありますが、製本図書の縦覧者は０名、インターネットのアクセス数は 445 回であったとのことです。また、説明会については、留萌市と小平町で同日に行われておりますが、それぞれ来場者数は１名のみであったとのことです。

次に、４ページ以降に意見の概要と事業者見解が示されておりますので、一部を抜粋してご説明いたします。

意見書は合計４通届いたとのことで、No. １から No. ４まで掲載されています。

No. １では、交通騒音、振動の調査地点について、区域東の内陸側にも調査地点を設ける必要はないかという意見が、また、風車の影について、風車本体の高さなどのほか、標高差も加味して安全側に立って評価するべきではないかといった意見が寄せられております。これに対して、事業者からは、交通騒音等の調査地点については、流水音等の影響から設けていないが、設定した調査地点の現地調査結果を用いて予測地点については適宜追加をする考えである旨が示されており、また、風車の影については調査範囲を 1.6 キロメ

ートルの範囲内を基本とはするものの、住居等の分布状況に応じて適宜範囲を広げ、図面内の範囲において網羅的に影の影響の予測を行う旨、見解が示されております。

次の No. 2 では、水質保全に関する意見や継続的な住民の健康状態を調査してもらいたい旨の意見、飛翔動物への影響回避に関する意見、工事排水が河川に到達しないか確認したい旨の意見がありました。これに対して、事業者からは、水質や動物への影響に関しては、方法書記載のとおりに調査を実施し、適切な環境保全措置を検討すること、また、住民への影響に関しては、離隔距離を考慮した予測を行い、近隣住民への説明を踏まえ、適切な保全措置を検討すること、さらに、河川への影響については、準備書段階において、河川や沢筋までの地形や距離を踏まえ、工事排水による影響を把握し、図書に示す旨の見解が示されております。

ページをめくっていただきまして、次の No. 3 では、渡り鳥の調査について、2 期以上の調査を求める意見が、また、希少猛禽類調査日数について、各月 5 日間以上の実施を求める意見が提出されております。これに対して、事業者からは、渡り鳥調査については 1 年以上実施をする猛禽類調査時に渡り鳥についても記録し、調査結果を補完する旨の見解、また、猛禽類の調査日数等の調査の仕様については専門家等からの助言をいただきながら設計したものであるため、適切に生息状況等を把握できると考える旨の見解が示されております。

次の No. 4 は、主に開発行為に伴う土砂災害を懸念する意見でして、災害発生や生態系破壊のおそれがあることから、谷を埋める盛土は行わないよう求める意見のほか、稜線を改変した場合、永久に保守管理をしなければ災害が発生する懸念があるため、大規模な改変をするべきではないとの意見となっております。これに対して、事業者からは、盛土位置については、今後の測量結果や関係機関との協議により、安全面に十分配慮を行う旨に加え、事業終了後には発電所のリプレースを含め、適切に検討し、また、撤去費用については積み立てることとしている旨の見解が示されております。

最後に、資料 6-2 を用い、本方法書に対する質問事項と事業者回答について、一部抜粋してご説明をさせていただきます。

まず、8 ページの質問番号 4-1 についてです。前回の審議会で奈良委員からご指摘をいただきましたとおり、本図書は方法書ですが、配慮書時点の資料も掲載されておりまして、その眺望景観の表に誤りがあったとのことで、事業者に修正資料を提示していただきました。修正資料は資料 6-3 の 1 ページにあり、アンダーラインが引かれているところが修正された箇所とのことでした。

次に、資料 6-2 に戻っていただきまして、13 ページの質問番号 6-7 をご覧ください。

前回の審議会で大原委員からご指摘をいただきましたイエローパントラップを用いた訪花性昆虫の調査について 2 次質問で確認しました。これに対して、事業者からは、①のとおり、イエローパントラップ調査の実施を検討する旨の事業者回答がありました。また、②では、当該調査で得た結果を典型性の動物として選定しているカラ類の餌資源調査のデ

ータとして活用するのかどうか、事務局から確認しました。これに対して、事業者からは、カラ類の主要な餌は訪花性昆虫ではないことから、活用は想定していないとの回答がありました。

また、次のページの頭の質問番号 6-8 では、同じく昆虫について、風車に衝突する影響の調査の実施について質問しました。これに対して、事業者からは、風況観測塔へトラップを設置し、吹き上げ昆虫を捕獲する調査は安全確保の観点から難しいと考えているとのことで、代わりに尾根線上において吹き上げられた昆虫をスウィーピング法などで捕獲する調査の実施を検討するとの回答がありました。

最後に、20 ページの質問番号 6-30 と併せ、図書の 297 ページをご覧ください。

図書の図を確認していただければと思います。こちらは哺乳類の調査地点となっており、赤い四角の部分が小型哺乳類のトラップを設置する地点や自動撮影法をする地点になるのですが、１次質問の②では、区域北部の山奥の部分についてはトラップを設置しない空白の区間があることから、当該区域においてトラップを設置する必要はないか、確認をしており、２次質問でも追加確認をしております。これに対して、事業者からは、当該区域北部は植生がエゾイタヤーミズナラ群落であり、区域北部では、図のとおり、トラップを仕掛けないものの、同じくエゾイタヤーミズナラ群落の植生地点である、図の東部に T-11 と付された赤い四角があるのですが、そこに調査地点を設定しており、過小評価とならないよう、小型哺乳類相の把握に努める計画である旨の回答がありました。

簡単ですが、本事業に係る説明は以上となります。

今後の予定ですが、委員の皆様には事業者への３次質問の作成をメールにて依頼させていただきたいと考えておりますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○澁谷会長　それでは、委員の皆様からご質問やご意見をお願いいたします。

（発言者なし）

○澁谷会長　特にご意見やご質問はないようですので、本議事についての審議を終了させていただきます。

これをもって、本日の議事は全て終了となります。

事務局から連絡事項があるということですので、お願いいたします。

○事務局（名畑課長補佐）　皆様、本日も、長時間のご審議、誠にありがとうございました。

私から数点あります。

まず、今後の予定についてです。

第 23 期審議会委員の任期は来月の４月 25 日までとなっております。そのため、皆様には既に個別に委員の継続についてご相談させていただいているところであり、近々、新たな任期の委員就任に関し、正式な依頼文等をメールでお送りさせていただきますので、お手数ですが、必要書類の作成、送付をよろしくお願いいたします。

また、次回の審議会の日程についてです。

今後改めて調整させていただきますが、現在の審議案件の進捗状況などから、今のところ、新たな任期に入ってから、具体的には５月の開催を予定していることをお伝えさせていただきます。

なお、大原委員についてはご都合により今期限りで退任されることとなりました。そのため、審議会にご出席をいただくのは本日が最後となりますので、この場で、一言、ご挨拶をいただければと思います。

大原委員、よろしくお願いいたします。

○大原委員　今までいろいろとお世話になりました。ありがとうございました。

昆虫が専門ということでこの審議会に出させていただきましたが、あまりお役に立てなかったかもしれません。ただ、昨年 11 月ですか、生物多様性保全計画が道からも出されて、ネイチャーポジティブについてかなり重要だということで強調され、配慮書なり方法書なりの目的にそれを書いていただくということで意識が大分変わったのではないかと思います。

昆虫の専門家としては、高いところを飛んでいる昆虫を調べてほしいと何度も言ったのですが、方法がないとのことが多かったところです。いろいろと難しいということはよく分かりましたので、委員としてとは別に、昆虫の研究者としてそういったことについて何かできるようなことを考えたいと思いますし、今回、いろいろと勉強させていただきました。

どうもありがとうございました。お世話になりました。

○事務局（名畑課長補佐）　ありがとうございます。

大原委員についても任期はまだ１か月程度ありますが、これまでの４年間、委員をお務めいただきまして、誠にありがとうございました。

最後に、環境政策課長の久保より、一言、ご挨拶をさせていただきます。

○久保環境政策課長　ご挨拶をさせていただきます。

この審議会では、第 23 期の委員の方にいろいろとご審議をいただきました。ただ、今もご案内がありましたとおり、4 月に任期が終わるため、第 23 期最後の審議会ということで、一言、ご挨拶をさせていただきます。

まず、澁谷会長をはじめ、委員の皆様には、いつも大変お忙しい中、この審議会にご出席をいただきまして、ご専門の立場から非常に有益で貴重なご意見をいただきましたことを心から感謝申し上げます。

特に、本年度は案件数が多く、また、様々な課題がある審議案件があり、審議会の開催回数も多く、その時間も大変長くなってしまい、大変なご苦労をおかけしたと思っております。

道におきましては、ゼロカーボン北海道の実現やＧＸの推進を掲げております。ただ一方で、この審議会でもご議論をいただいています環境の保全により一層の注目を集めてい

る状況になっております。そのような中、多くの皆様に委員の再任のご了承をいただいているとお聞きしておりまして、大変心強く感じているところでございます。

また、今期で退任される大原委員におかれましては、４年間、委員を務めていただき、様々な意見、ご指摘をいただいたことに対し、改めて深く感謝を申し上げます。

道といたしましては、環境アセスメント制度の適正な運用に努め、大規模な事業計画が地域の環境に十分配慮したものになるよう取り組んでまいりますので、引き続き委員の皆様のご理解とご協力を心よりお願い申し上げまして、私からのご挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございます。

○事務局（名畑課長補佐）　事務局からは以上となります。

３．閉　　会

○澁谷会長　それでは、本日の審議会を終了いたします。

皆様、お疲れさまでございました。

以　　上